

病第1号議案

横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年9月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第3項中「横浜市立脳血管医療センター」を「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター」に改め、同条第4項第3号中「横浜市立脳血管医療センター」を「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター」に改め、「内科」の次に「、神経内科、整形外科」を加え、「、神経内科」を「その他脳卒中・神経脊椎医療に関する診療科目で病院事業管理者が定めるもの」に改め、同条第5項第3号及び第6項中「横浜市立脳血管医療センター」を「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター」に改める。

別表横浜市立病院経営評価委員会の項の次に次のように加える。

横浜市立市民病院再整備基本設計 事業者評価委員会	横浜市立市民病院の再整備に関する 事業の基本設計における事業者の提案 に対する評価その他当該事業者の選定 に係る評価に関する事務	10人以内
-----------------------------	---	-------

別表横浜市立脳血管医療センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会の項中「横浜市立脳血管医療センター介護老人保健施設指

定管理者選定委員会」を「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会」に、「横浜市立脳血管医療センターに」を「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターに」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、企業管理規程で定める日から施行する。ただし、別表横浜市立病院経営評価委員会の項の次に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。

(横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正)

- 2 横浜市病院事業の経営する病院条例（平成12年3月横浜市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第1項中「横浜市立脳血管医療センター」を「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター」に改める。

第8条第5項中「横浜市立脳血管医療センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会」を「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会」に改める。

提 案 理 由

横浜市立脳血管医療センターの名称及び診療科目の計画を変更するとともに、横浜市立市民病院再整備基本設計事業者評価委員会を設置するため、横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市病院事業の設置等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（経営の基本）

第4条（第1項省略）

2 病院事業が経営する病院（以下「病院」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 位 置

（省略）

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター 横浜市磯子区
横浜市立脳血管医療センター

3 横浜市立市民病院にがん検診センターを、横浜市立脳卒中・神経脊椎センターに介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設を附置する。

4 病院の診療科目の計画は、次のとおりとする。

（第1号及び第2号省略）

(3) 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター
横浜市立脳血管医療センター
内科、神経内科、整形外科、脳神経外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科その他脳卒中・神経脊椎医療に関する診療科目で病院事業管理者が定めるもの
、神経内科

5 病院の病床数の計画は、次のとおりとする。

（第1号及び第2号省略）

(3) 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター
横浜市立脳血管医療センター
一般病床 300床

6 第3項の規定に基づき横浜市立脳卒中・神経脊椎センターに附置される介護老人保健施設の定員の計画は、次のとおりとする。

(第1号及び第2号省略)

別表(第8条第1項及び第2項)

附属機関	担任事務	委員の定数
横浜市立病院経営評価委員会	病院の経営状況の点検、評価その他病院事業管理者が必要と認める事項についての調査審議に関する事務	10人以内
横浜市立市民病院再整備基本設計事業者評価委員会	横浜市立市民病院の再整備に関する事業の基本設計における事業者の提案に対する評価その他当該事業者の選定に係る評価に関する事務	10人以内
(省 略)		
横浜市立脳卒中・神経脊椎センター 横浜市立脳血管医療センター 介護老人保健施設指定管理者選定委員会 老人保健施設指定管理者選定委員会	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター 横浜市立脳血管医療センターに に附置される介護老人保健施設の指定 管理者の候補者の選定等についての調 査審議に関する事務	10人以内

横浜市病院事業の経営する病院条例(抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(趣旨)

第1条 横浜市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年12月横浜市条例第60号)第4条第2項に規定する病院事業が経営する横浜市立市民病院、横浜市立みなと赤十字病院及び横浜市立脳卒中・横浜市立脳血管医療センター (第15条において「病院」という。)の管理に
ついて必要な事項は、この条例の定めるところによる。

(使用料及び手数料)

第2条 横浜市立市民病院及び横浜市立脳卒中・神経脊椎センター
横浜市立脳血管医療センター

(介護老人保健施設(以下「老健施設」という。))を除く。以下「横浜市立市民病院等」という。)を利用する者(横浜市立市民病院における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第19条若しくは第20条(これらの規定を第26条において準用する場合を含む。))又は第46条の規定に基づき入院する者を除く。)は、次に掲げる額(横浜市立市民病院にあっては第6号、横浜市立脳卒中・神経脊椎センター
横浜市立脳血管医療センターにあっては第4号及び第5号に掲げる額を除く。)の使用料又は手数料を納付しなければならない。

(第1号から第9号まで及び第2項省略)

(老健施設の指定管理者の指定等)

第8条 (第1項から第4項まで省略)

- 5 病院事業管理者は、老健施設について、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市病院事業の設置等に関する条例別表の附属機関の欄に掲げる横浜市立脳卒中・神経脊椎
横浜市立脳血管医療センター
横浜市立脳卒中・神経脊椎センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会
横浜市立脳血管医療センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。